

いじめ防止対策推進計画

（いじめ防止基本方針）

令和8年8月24日改訂版

関屋小学校「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」

生活指導部

☆はじめに

いじめは、どの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

関屋小学校では、いじめをなくすため、まず日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解にたち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努めていきます。また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていきます。

◎ いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条関係）

◎ 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（いじめ防止対策推進法第三条関係）

◎ いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第四条関係）

☆ いじめストップの意識向上

いじめは、児童が他の児童を心理的・物理的に攻撃することで、いじめられている児童の心や体が傷付いたり、苦しんだりすることです。インターネットいじめもいじめです。

「ちょっとしたいたずらだ」「私だけじゃない」「みんなでふざけただけ」「この程度なら平気だよ」は、言い訳になりません。その子が傷付けば、いじめです。

みんなが「いじめをしない、させない」という気持ちをもって生活することが大切です。

I いじめの防止等に関する基本的施策

○ 学校におけるいじめの防止といじめの早期発見

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。学校におけるいじめを早期に発見するため、学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。（いじめ防止対策推進法第十五・十六条関係）

○ 教職員の姿勢

すべての児童を加害者にも被害者にもさせない。すべての児童がかけがえのない存在であることから、誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心します。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組みます。

例えば、児童を呼び捨てにしたり、あだ名で呼んだりするなど、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた児童に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払います。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりする児童を容認するものに他ならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させることを十分理解します。

アンケート調査や教育相談等において、児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員が理解し、迅速に対応することを徹底します。

○ いじめの未然防止

従来の予防的・課題解決的な指導から、児童一人一人の成長を促す指導に力点を置き、学校のすべての教育活動を通して児童の自律性と社会性を育み、人権意識を高めていきます。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努めます。

- ・ 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「自己存在感の実感を促進」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な居場所づくり」の4つの視点から自立を促す生徒指導を推進する。また、「新潟市授業づくりサポート」を活用し、上記の4視点を生かした授業づくりを通して児童の自己指導能力の育成に努める。
- ・ 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ・ 各学年において、「新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラム」による授業を計画的に実施し、児童のいじめをしない・させない・無視しない力を育成する。さらに生命の安全教育の授業においては、プライベートゾーンの話を行う。高学年児童に対しては、SOS の出し方に関する授業も行う。
- ・ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ・ 学校行事、児童会行事では、児童同士が協働したり挑戦したりする活動を取り入れ達成感や感動、人間関係の深化が得られるように工夫する。例えば、異学年交流の八桜班で清掃活動や全校遠足、児童会祭りを行う。また、ひびきの集いに向けて実行委員会を組織し、児童の自主性を大切にしながら全校の音楽劇を作り上げていく。
- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有に努める。

- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多いことに留意する。そのことによるいじめが行われないよう注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に関するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、児童が安心して学校生活を送るための配慮に努める。
- ・ 経済的理由や家庭の状況等により配慮が必要な児童について、スクールソーシャルワーカー（SSW）等を通じて、福祉関係機関と連携するなど、一人一人に寄り添って組織的な支援を行う。

○ いじめの早期発見

いじめは、「いつでも、どの子にも起こり得る」ものであることを強く認識して対応していきます。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。実態調査や欠席管理、日常の複数での見取りなどで、いじめの防止や早期発見に努めます。

- ・ 学校生活アンケート（6月、11月、2月の年3回）を実施し、その結果を当日中に複数人体制で確認する。
- ・ アンケート結果を基に児童一人一人との教育相談を実施し、個別懇談会等を活用しながら、保護者と情報共有する。
- ・ 連続欠席3日での家庭訪問の徹底や月に断続7日の欠席で、支援チームの立ち上げの検討を行う。養護教諭が欠席を管理し、連続欠席3日や月に断続7日欠席した児童が出た際に、生活指導主任に報告し、早期にチームで対応する。
- ・ 教育相談の結果や毎朝の欠席状況等については、結果を一覧にまとめ、全職員で共通理解を図る。
- ・ 欠席理由によっては、担任が家庭連絡をして、児童の詳しい様子について把握するように努める。
- ・ 「いじめ対応ガイドブック」に書かれてあるように、日常的に全校体制でアンテナを高くし、複数の目で観察し「気になる児童に声を掛ける」「気になる様子は職員同士で話題にする」などしていく。
- ・ 毎週火曜日の職員終会の中で児童の情報交換をする時間を設定し、全職員で共通理解を図る。

○ 相談体制の整備

年3回の児童一人一人との教育相談をベースにしながら、すべての児童が、いつでも、誰にでも、相談できる体制や環境づくりに努めます。

- ・ 年3回の学校生活アンケート実施後に、教育相談の期間を計画し、児童が安心して担任に相談できる日を設ける。
- ・ 養護教諭や司書、出張授業者なども積極的に児童に声を掛け、担任以外の職員にも相談しやすい土壌を作る。
- ・ 必要に応じて、保護者に対してスクールカウンセラー（SC）や市教育相談センター等の関係機関を紹介する。

○ いじめへの対処

いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに管理職に確実に報告し、組織で対応します。「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた方針と手順を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握します。

- ・ いじめを受けた児童に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら対応を一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ・ 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた児童に加えて、いじめを行った児童への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の児童にも聴き取りを行う。
- ・ いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に対して経過や事実、今後の方針を丁寧に説明する。
- ・ いじめを行った児童に対しては、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての内省を促す。

○ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

GIGA スクール構想により、全校児童が一人1台のタブレットを手にしており、その活用が進められています。その反面、インターネットを介したいじめの発生が増加しています。

- ・ ネット上の誹謗中傷やメールや LINE トラブル、ポータブルタイプのゲーム機、音楽プレーヤーでのトラブル等の予防のために、全校児童への「情報モラル教育」等の指導を教科の学習と合わせて行う。また、4年生以上の児童を対象として、外部講師を招いて、より具体的なネットトラブル等の授業を行う。
- ・ 児童への教育相談時には、ネットやゲーム機でのトラブルについても聴き取り、各学年が実態に応じて指導を実施する。
- ・ ネットいじめについては、被害拡大を防ぐために、教育委員会や警察等の関係機関との連携を迅速に進める。

○ いじめ対策に関する人材の確保

担任だけや校内だけで問題を抱え込まず、積極的に連携を図ります。そのためには、普段からいじめ対策に関する専門機関と連携を図り、いつでも迅速に連携できる体制づくりをしていきます。

- ・ スクールカウンセラー (SC)、スーパーサポートチーム (SST)、スクールソーシャルワーカー (SSW)、市教育相談センター、区教育相談室、訪問相談員等と積極的に連携し、迅速に問題を解決する方策を講じる。
- ・ 重大な被害に至るおそれのある案件については、警察とも連携して対応に当たる。

○ 啓発活動

いじめ防止やいじめ解決のためには、家庭や地域との連携が欠かせません。日常的に、保護者にも、いじめへのアンテナを高くしてもらう必要があります。そのために、啓発活

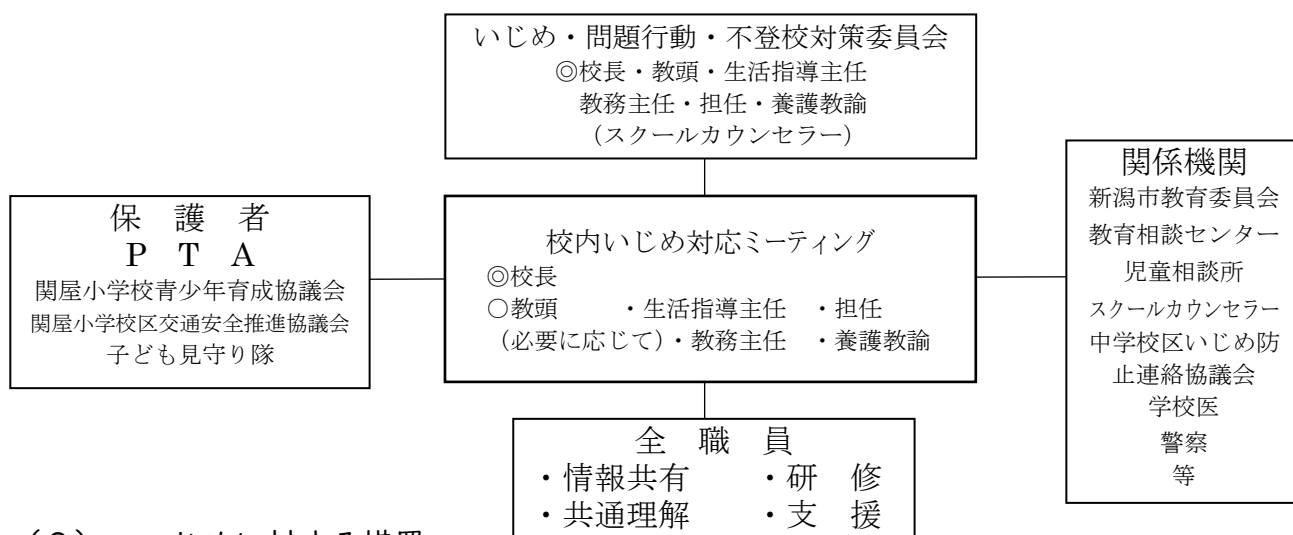
動を計画的、積極的に行っていきます。

- ・ 家庭においても、いじめの把握や防止に対する意識を高めてもらう。そのために、学校でのいじめ防止の取組や学校がいじめ状況について、個人情報に留意しつつ、保護者に対して丁寧な説明を行う（PTA 総会や学校だより等）。
- ・ 特に、インターネットいじめについては、家庭の理解や協力が欠かせないため、保護者へのネット被害についての啓発活動やネットトラブルの事例提供等を行う。
- ・ ネット上の誹謗中傷やメールトラブル、ポータブルタイプのゲーム機でのトラブル等の予防を目的として、児童や保護者への啓発を行う。
- ・ 新潟市子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」やこども人権 SOS ミニレター等について周知に努め、児童が相談しやすい環境を整える。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。（いじめ防止対策推進法第二十二條関係）



(2) いじめに対する措置

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。（いじめ防止対策推進法第二十三条6 関係）

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

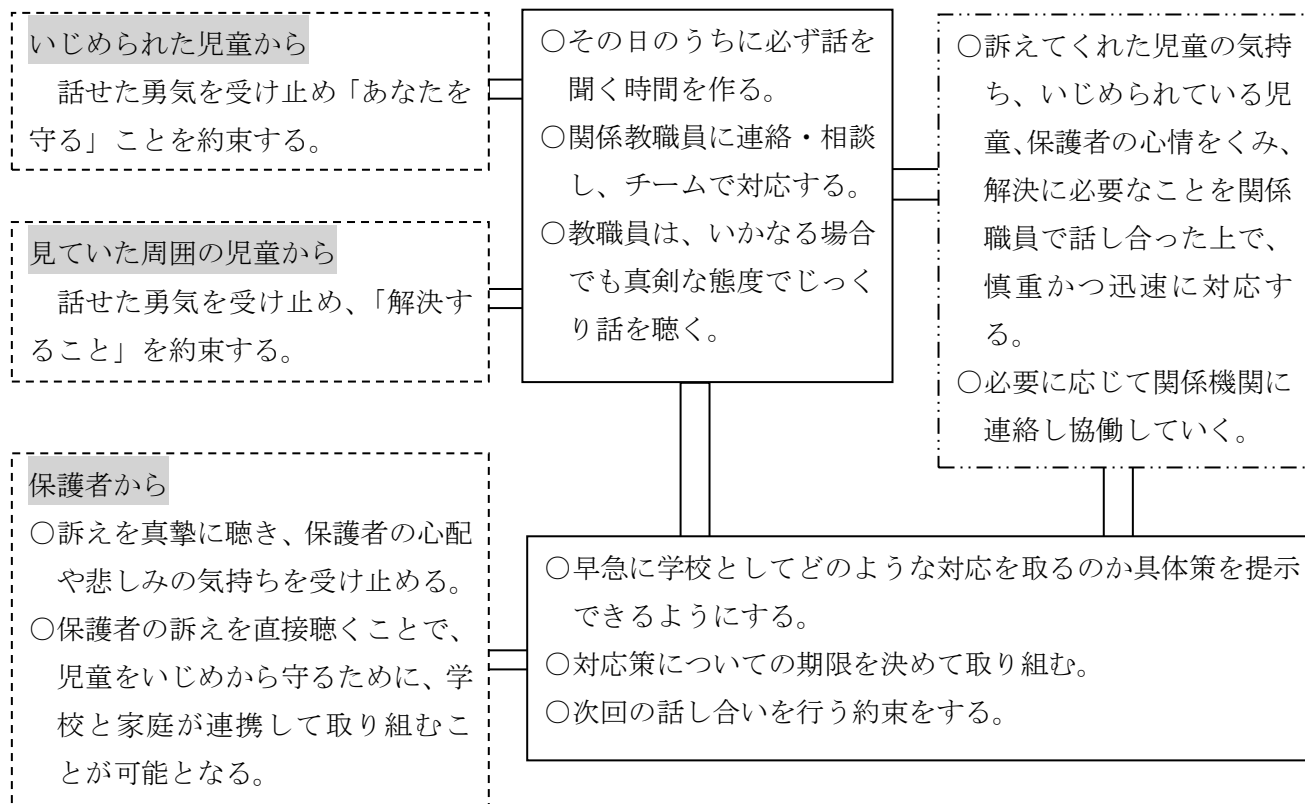
(2) 重大事態が発生した場合には、学校の設置者等は、(1)のとおり調査を行うことができるとともに、その調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態の対処又は当該重

大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

- (3) 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価が行われるようにしなければならない。

(いじめ防止対策推進法第二十八条関係)

☆いじめの訴えがあった時の教育相談



☆いじめを認知した場合の指導体制

事案発生 → 担任 → 生活指導主任 ↔ 管理職 → 市教委・教育相談センター・児童相談所・警察等

校内いじめ対応ミーティング または いじめ対策委員会

※ 即チームを組織し、全職員でいじめと向き合い、対応する。

☆いじめが発生した場合の対応例

いじめられた児童への対応例	いじめた児童への対応例
すぐに事実を確かめるために、周囲の児童からも情報収集し、実態を正確に把握します。	
① 必ず守るという学校の姿勢を理解させます。 ② 担任や養護教諭など誰かが必ず相談相手になること、一人で悩まないことを	① 事実の確認をして、いじめ行為をしてしまった行動理由と情動について十分に聴きます。

指導します。 ③ 児童の話の共感的に聴きます。 ④ 人間関係の再構築の方法を具体的に考えます。 ⑤ 専門家、外部機関との連携も図っていきます。	② いじめの被害児童の気持ちを認識させ、自分の行為についての気持ちを引き出します。 ③ 本人なりの行動理由をもとに、正しいスキルを提示し、その行為が許されないことを説明します。 ④ 自分の行為の責任をとる方法（謝罪など）を考えさせ、人間関係の再構築の方法を具体的に考えます。 ⑤ 場合によっては、教育委員会、市教育相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。
いじめられた児童の保護者への対応例	いじめた児童の保護者への対応例
① 学校が把握している事実を伝えるとともに、家庭での様子も聴き、今後の指導について話し合います。 ② 心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡体制を学校と家庭で相談します。 ③ 学校での面談、家庭訪問を継続的に行い、保護者との連携を図っていきます。	① 事実を正確に伝え、いじめられた児童、その保護者の気持ちを理解してもらいます。 ② いじめは、いかなる理由があっても許されないことを毅然とした態度で伝えます。 ③ 加害児童が「非」に気づき、内省が図られるように協力を求めます。 ④ 場合によっては、教育委員会、市教育相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応することを伝えます。
両者に対して、継続的な指導を続けます。互いに理解し合い、よりよい関係を再構築できるように、全職員が指導に当たります。	
周囲ではやし立てている児童への対応例	見て見ぬふりをしている児童への対応例
① はやし立てる行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を理解させます。 ② はやし立てる行為を正当化する言動（「見ていただけ」「自分だけじゃない」「自分はいじめていない」）は許さず、毅然とした態度で指導します。	① 見て見ぬふりをするのは、いじめに荷担することにもつながることを理解させるように指導します。 ② 今後は、望ましい人間関係をつくっていけるように、お互いの個性を尊重し、正しいことを正しく言える勇気をもつよう、繰り返し指導します。

以上を含め、「生徒指導（いじめ・不登校・家庭支援）いじめ対応ガイドブック（２０２５年１２月版：新潟市教育委員会）」をもとに、問題行動発生時における初期対応を、適切にかつ丁寧に行います。